

住民税が変わります！

平成19年度から税制改正によって住民税（市県民税）が変わります。

「地方でできることは地方に」という方針のもとに進められている三位一体改革の一環として、国の所得税から地方の住民税へ3兆円の税源移譲が行われます。税源移譲に伴い、平成19年度から住民税が大きく変わります。（国の税収が減り、地方の税収が増えることになります。）

税源移譲によって、地方団体は自主的に財源を確保できるようになり、住民にとって真に必要な行政サービスを、自らの責任でより効率的に行えるようになります。

1 税源移譲について

住民税所得割の税率が10%に統一されます。

住民税（平成19年6月分から適用）⇒3段階の税率から、一律10%に（県民税4%、市民税6%）

所得税（平成19年1月分から適用）⇒4段階の税率を6段階に細分化

（所得税と住民税を合計した税負担は、基本的には変わりません。）

【平成18年度分まで】		【平成19年度分から】	
課税所得	税率	課税所得	税率
200万円以下	5%	一律	10% (県民税4%、市民税6%)
200万円超え700万円以下	10%		
700万円超	13%		

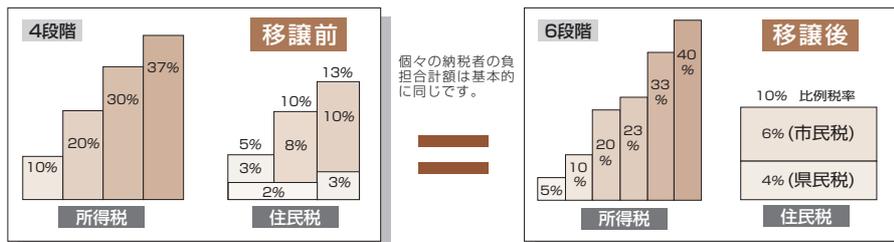
（図中の税率は、県民税と市民税をあわせたものです。）

住民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担は基本的には変わりません。

住民税所得割の10%比例税率化に伴い、所得税（国税）の税率構造も見直されます。

住民税については最低税率が5%→10%に引き上げられ、最高税率が13%→10%に引き下げとなっておりますが、所得税は逆に最低税率が10%→5%に引き下げられ、最高税率が37%→40%に引き上げとなります。

また、人的控除の差に対応した減額措置なども講じられます。これらの措置により、税源移譲の前後で「住民税＋所得税」の納税者の負担は基本的には変わりません。



モデルケース ①独身者の場合

給与収入	税源移譲前			税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	124,000円	64,500円	188,500円	62,000円	126,500円	188,500円	0円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円	160,500円	260,500円	421,000円	0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円	376,500円	404,500円	781,000円	0円

②夫婦＋子供2人の場合

給与収入	税源移譲前			税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	0円	9,000円	9,000円	0円	9,000円	9,000円	0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円	59,500円	135,500円	195,000円	0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円	165,500円	293,500円	459,000円	0円

※夫婦＋子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されているものとして計算しています。

★このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。